

## 4. 都市・地域整備局における安全・安心まちづくり関連の事業概要

- ( 1 ) 防災街区整備事業
- ( 2 ) 土地区画整理事業
- ( 3 ) 市街地再開発事業
- ( 4 ) 宅地耐震化推進事業
- ( 5 ) 都市公園事業
- ( 6 ) 街路事業
- ( 7 ) 都市防災総合推進事業
- ( 8 ) 密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業
- ( 9 ) 下水道地震対策緊急整備事業
- ( 10 ) 下水道総合浸水対策緊急事業
- ( 11 ) 下水道長寿命化支援制度
- ( 12 ) 都市災害復旧事業・降灰除去事業
- ( 13 ) 防災集団移転促進事業
- ( 14 ) まちづくり交付金
- ( 15 ) 都市交通システム整備事業

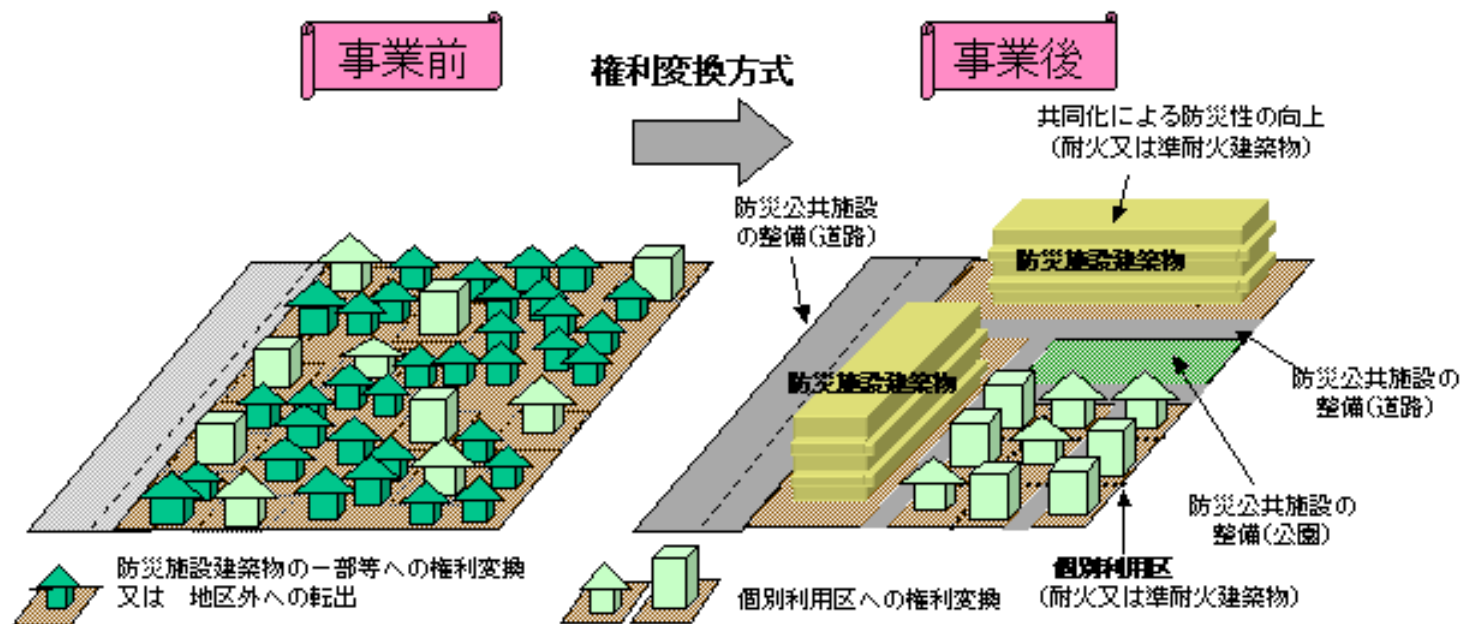
# (1)防災街区整備事業

## 柔軟な権利変換等による密集市街地等の防災性の強化

### 【施策の概要】

建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、例外的に個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除去し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う。

### 【事業イメージ】



## (2) 土地区画整理事業

### 防災上危険な密集市街地等の解消と安全な市街地の形成

#### 【施策の概要】

既成市街地において土地区画整理事業を行うことにより、下記等の防災上の効果が期待できる。

このため、防災上危険な木造密集市街地等で土地区画整理事業を推進する。

道路・公園などの整備による避難・延焼遮断空間の確保

倒壊・焼失危険性の高い老朽建築物の更新による建築物の安全性の向上

地権者の自主的な共同建替えのため敷地条件整備を行い、地域の不燃化を促進

さらに、都市再生区画整理事業について、以下の支援措置を講じる。

集約型都市構造への転換・既成市街地の再整備の推進

▶重点地区の対象に都市再生緊急整備地域や都市計画マスタープラン等において位置づけられた地域の拠点等を追加するとともに、既成市街地における事業への重点化等を行う

地震に強い都市づくりの推進

▶「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」に位置づけられた事業の防災関連施設の整備費を補助限度額の積算対象に追加する

#### 【密集市街地整備における土地区画整理事業の活用例】

(石原東・幸福北地区の例：大阪府門真市)

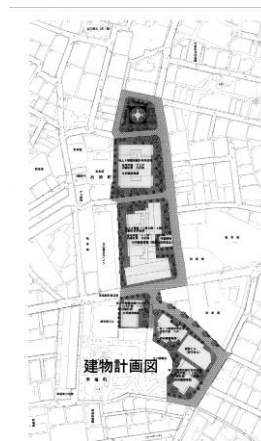
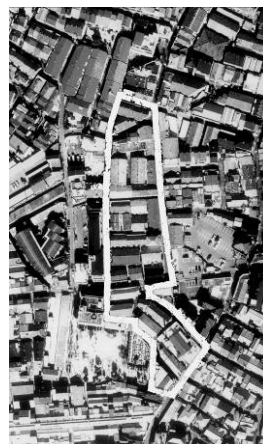
木賃アパートの建替えに合わせて、組合施行による土地区画整理事業を実施。街区の再編、敷地の整序を行い、建築条件が整備されたため、不燃化された賃貸マンションへの建替えが実現された。



老朽木造アパート



狭小な道路



耐火造のマンション



コミュニティ道路

# (3) 市街地再開発事業

## 敷地の共同化および高度利用を通じた密集市街地等の防災性の強化

### 【施策の概要】

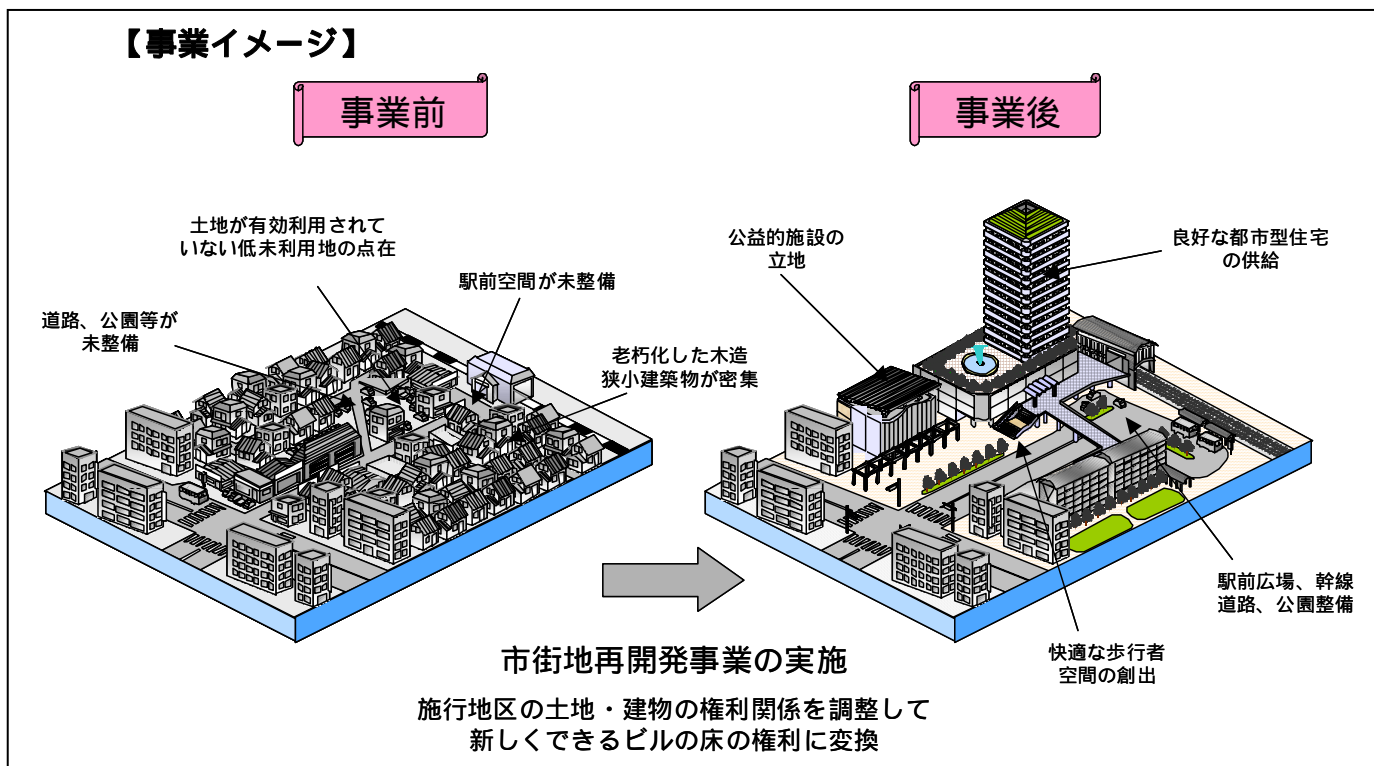
市街地再開発事業等により、防災上危険な密集市街地等における土地の整形・集約化、不燃建築物等の整備、道路・公園等の公共施設の整備を通じ、安全市街地の形成を推進する。

また、市街地開発事業等による施設建築物の防災性の強化に関して以下の支援を行う。

防災倉庫及び耐震性貯水槽の整備費を対象とする。

一定の要件を満たす事業における特殊基礎工事(免震構造工事を含む)に要する費用を補助対象とする。

防災活動拠点型プロジェクトに対しては、通常の補助対象に加え、共用通行部分整備費、教養搬入施設整備費等を補助対象に追加するとともに、駐車場整備費の全額を補助対象とする。



# (4) 宅地耐震化推進事業

## 大規模盛土造成地の滑動崩落防止

### 【施策の概要】

大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずる恐れのある大規模盛土造成地において、変動予測調査(宅地ハザードマップ作成)を行い常民への情報提供等を図るとともに、滑動崩落防止工事の実施により耐震性を向上させることに要する費用について補助する。

### 【事業イメージ】

#### 大規模盛土造成地の変動予測 (宅地ハザードマップの整備)

[補助対象]大規模盛土造成地の変動予測に関する  
調査に要する費用

[事業主体]地方公共団体

[補助率] 1 / 3

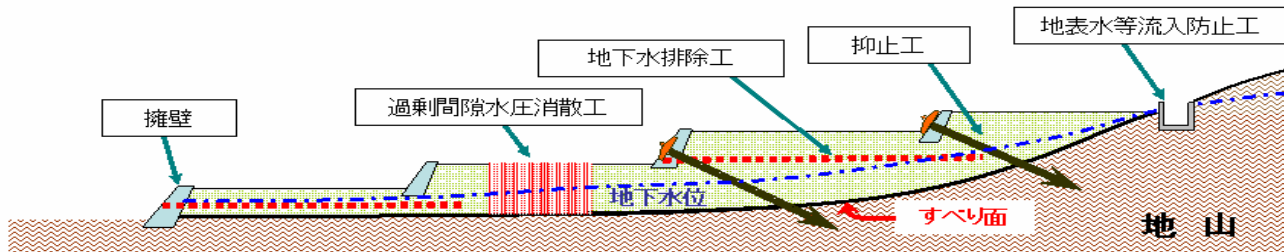
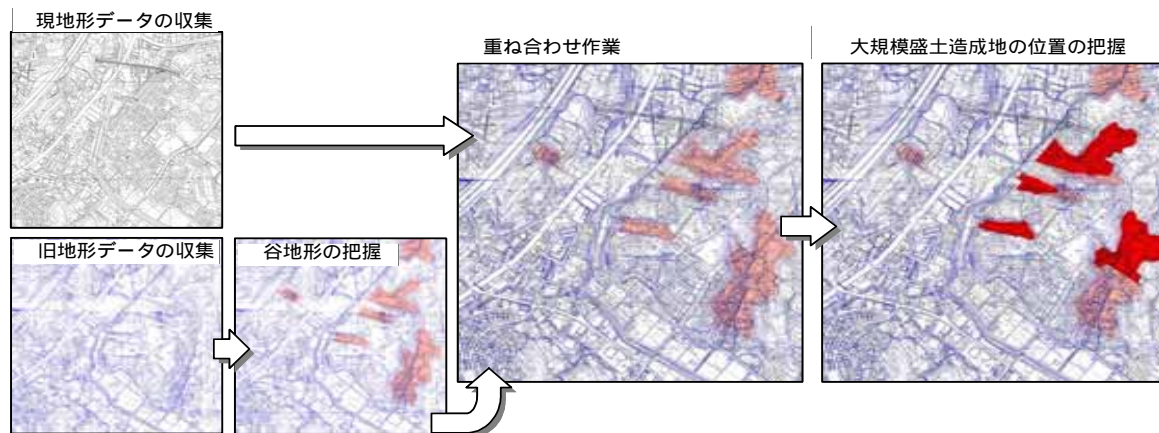
### 【事業イメージ】

#### 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

[補助対象]大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費(対象区域面積)1haあたり国費4千万円を限度

[事業主体]地方公共団体がその費用の一部を助成する場合または自ら実施する場合に当該地方公共団体に補助

[補助率] 1 / 4





# (5) 都市公園事業

## 震災に強いまちづくりの推進

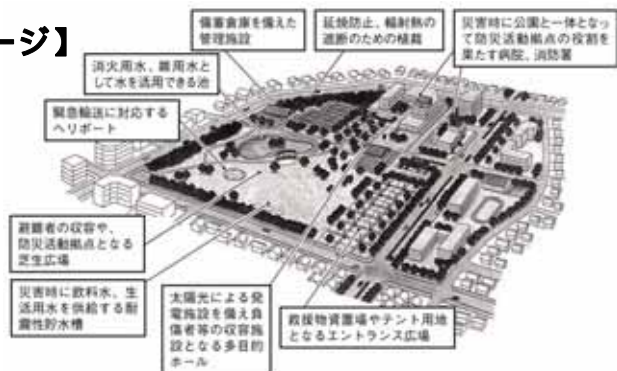
### 防災公園等の整備

#### 【施策の概要】

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震及び中越沖地震の教訓等を踏まえ、避難地等となる防災公園の緊急確保及び機能の強化を強力に推進し、安全で安心できる都市の実現を図るため、以下の事業を推進する。

1) 防災公園の体系的・計画的整備の推進	地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置付けられる都市公園等について緊急に整備を推進する。
2) 防災公園街区整備事業の推進	防災上危険性の高い大都市地域等において、都市再生機構が地方公共団体の要請を受け、企業保有地等を活用し、市街地の整備改善と一体的に防災公園を緊急に整備する防災公園街区整備事業を推進する。
3) 国営東京臨海広域防災公園の整備の推進	首都圏における大規模な地震災害等に際し、広域防災のヘッドクォーターとして機能する、わが国初の国営防災公園事業「国営東京臨海広域防災公園」を、都立公園と一体的に整備を進めている。

#### 【事業イメージ】



## 公園施設の安全

### 都市公園における遊具の安全確保に関する取組

都市公園の遊び場の安全性を一層高めるため、公園管理者が講ずるべき安全措置について、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」として取りまとめ、平成14年3月より周知を図っている。



### プールの安全対策に対する取組

埼玉県ふじみ野市の市営プールにおける死亡事故（H18.7）を受け、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき事項について示した「プールの安全標準指針」を平成19年3月に策定。

## バリアフリーのまちづくり

### 都市公園バリアフリー化緊急支援事業の創設（平成20年度創設）

バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、緊急かつ計画的に都市公園のバリアフリー化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図る。



## 雪害に強いまちづくりの推進

### 雪に強い公園づくり

冬季の地震災害時等の対応強化が課題となる積雪寒冷地域において、冬季においても避難所や防災拠点として機能する屋内運動施設等を備えた都市公園等の整備を推進する。

# (6) 街路事業

## 震災に強いまちづくりの推進

### 避難路等の整備

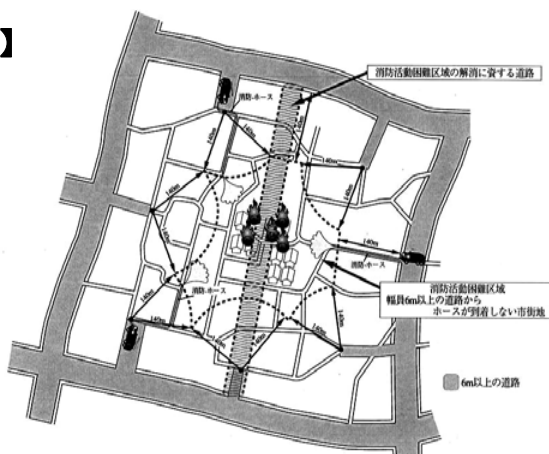
#### 【施策の概要】

安全で安心して生活ができる市街地の形成のため、災害時に住民が歩いて安全に広域避難地等に到達できる避難路や生活物資・復旧物資の輸送路である緊急輸送道路、消防自動車の進入ができない消防活動困難区域の解消に資する道路の整備を推進する。

#### 防災環境軸整備事業（都市・居住環境整備推進出資金）

都市再生を緊急に図るべき密集市街地において、都市計画道路用地及びその周辺の土地を都市再生機構が機動的に先行取得し、土地の整形・集約化をすることにより、幹線街路とその沿道区域が一体となって避難路及び延焼遮断帯として機能する防災環境軸を整備する。

#### 【事業イメージ】

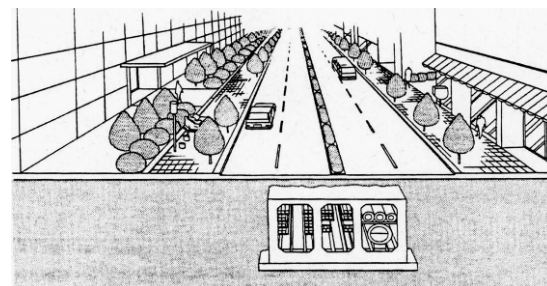


### 共同溝の整備

#### 【施策の概要】

災害時の電気、電話、ガス、上水道、下水道のライフラインの安全性・信頼性の向上や電柱倒壊による通行止めなど交通障害要因を除くため、共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

#### 【事業イメージ】



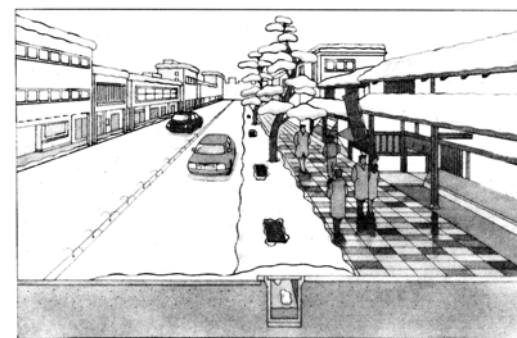
## 雪害に強いまちづくりの推進

### 雪に強い道づくり

#### 【施策の概要】

豪雪地帯の都市における冬季の都市機能の確保と居住環境の改善を図るため、積雪堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行う。

#### 【事業イメージ】



# (7) 都市防災総合推進事業(1)

## 【背景・目的】

阪神・淡路大震災における教訓をみるまでもなく、我が国の都市は、都市基盤施設の整備を伴わないまま人口、産業等の集中による都市化が急速に進展したため、地震災害等の各種災害に対して構造的に脆弱である。このため、密集市街地に代表される防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する都市防災総合推進事業を実施する。

## 【事業の概要】

地方公共団体等が行う次の事業メニューに対する支援を実施する。なお、平成14年度より統合補助金化し、都市防災事業計画の範囲内で、地方公共団体の裁量により、事業メニュー間及び地区毎の配分を定めることができるよう措置している。

## 防災まちづくりの推進

### 災害危険度判定調査

#### 目的

地震等による都市災害に対して、防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にすることにより、住民が自らが住んでいる地域の災害に対する危険性への認識を深め、住民主体の防災まちづくり活動の気運を高める。

#### 補助対象

延焼危険性、消防・避難の困難性など市街地の災害危険度判定に関する調査

事業主体 都道府県、市町村、防災街区整備推進機構

補助率 1 / 3

< 災害危険度判定調査の例 >



### 住民等のまちづくり活動支援

#### 目的

市民の協力と参画を得てまちづくりを推進するため、大都市等の防災上危険な密集市街地を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含め住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。

#### 補助対象

- 住民等のまちづくり活動を活性化するための地区住民等に対する啓発活動
- まちづくり協議会の活動に対する助成
- 地区のまちづくり方針の作成

事業主体 市町村、防災街区整備推進機構

補助率 1 / 3



## 防災まちづくりの推進

### 地区公共施設等整備

#### 目的

都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区レベルのきめ細かい防災対策として、防災上危険な密集市街地等における道路、公園等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図ることを目的とする。

#### 補助対象

- 道路又は公園、広場等の地区公共施設
- 防災まちづくり拠点施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等の整備、災害時協定を締結した民間施設の所有者等に対する間接補助を含む）

事業主体 都道府県、市町村、  
防災街区整備推進機構

補助率 1 / 2  
(用地費及び災害時協定を締結した民間施設の所有者等に対する間接補助は1 / 3)



### 都市防災不燃化促進

#### 目的

避難地、避難路、延焼遮断帯等の周辺において建築物の不燃化・難燃化を促進することにより、大規模な地震等に伴い発生する火災に対して、住民の避難の安全性の確保と市街地における大規模な延焼の遮断・遅延を図ることを目的とする。

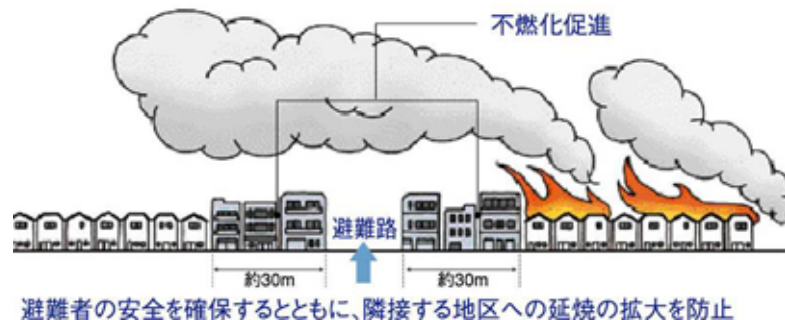
#### 補助対象

- 避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等で指定する区域（不燃化促進区域）における耐火・準耐火建築物の建築に対する助成
- 現況調査、住民意向調査、地区整備の基本方針作成、事業計画の作成・推進等

事業主体 都道府県、市

補助率 1 / 2（調査は1 / 3）

#### 整備効果のイメージ





## 復興まちづくりの推進

### 被災地における復興まちづくり総合支援事業

#### 目的

大規模な災害により被災した被災地を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のため、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の施設整備まで、一体的に支援する。

#### 補助対象（補助率）

##### 復興まちづくり計画策定支援（1 / 2）

- ・「復興まちづくり事業計画」の策定、住民合意形成

##### 復興に向けた公共施設等整備

- ・災害に強いまちに復興するための公共施設等整備（1 / 2）
- ・まちの活性化につながる公共施設の高質化等（1 / 3、景観法に基づく景観計画区域等は1 / 2）

##### 復興まちづくり施設整備助成（1 / 3、間接補助）

- ・共同施設整備費
- ・修景施設整備費

事業主体 市町村



# (8) 密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業

## 重点密集市街地における建築物の自律的な建替えの促進

### 【施策の概要】

重点密集市街地において、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、市町村による地区計画等の都市計画決定を促し、これにより、自律的な建替えを促進し、重点密集市街地の整備改善等を図る。

### 事業主体

地権者組織等

### 対象地域

以下の要件を満たす地域  
都市計画区域内の0.5ha以上の地区  
重点密集市街地

### 補助対象

地区計画等都市計画の提案素案の作成及びそのための調査等を専門家に依頼するのに要する費用（委託費）

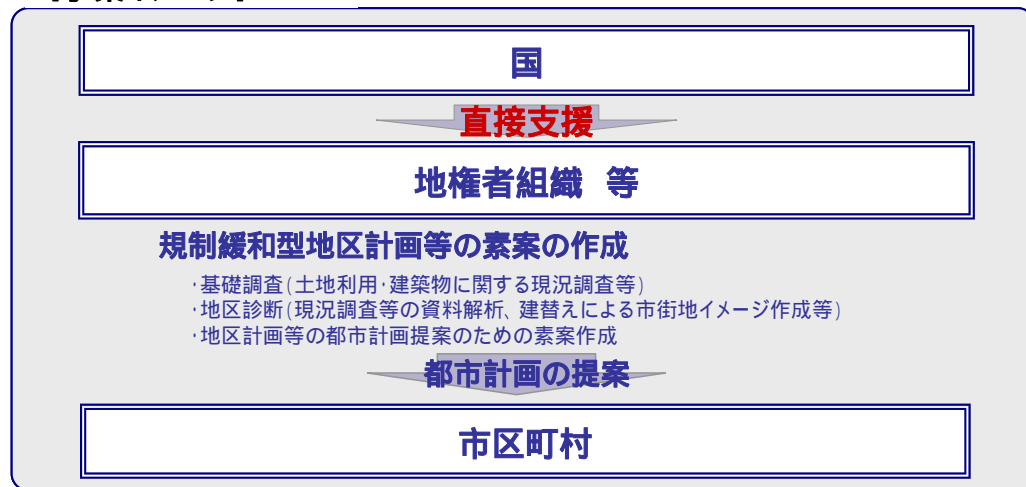
### 補助率

100%補助

### 補助限度額

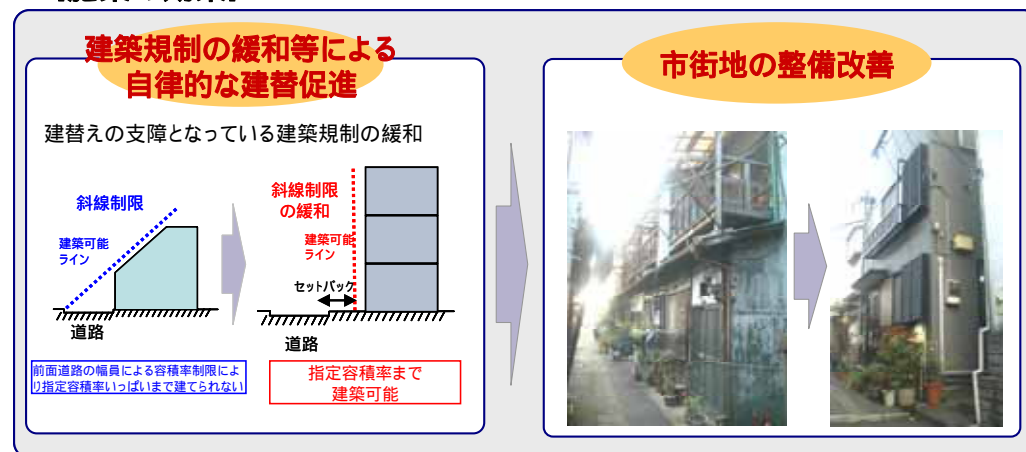
500万円/1ha（事業費ベース）  
1地区当たり2,000万円を限度とする

### 【事業イメージ】



### 地区計画等の都市計画決定

### 【施策の効果】





# (9) 下水道地震対策緊急整備事業

## 【背景・目的】

地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化を緊急かつ重点的に促進するとともに、被災した場合における下水道機能のバックアップ対策等を進める。

## 【事業の概要】

地震対策に取り組む必要性が高い地域において、計画期間5年間以内の「下水道地震対策緊急整備計画」を策定（計画策定期間は平成18年度より3年間以内とする。）し、下水道地震対策を緊急かつ重点的に推進する。

- 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（防災拠点、避難地）と終末処理場を接続する管きよの耐震化事業
- 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置づけられた緊急輸送路及び避難路並びに軌道の下に埋設されている管きよの耐震化事業
- 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設に整備するマンホールトイレシステム
- 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画において、防災拠点及び避難地等として位置づけられた下水道施設に設置する備蓄倉庫及び耐震性貯水槽

## 総合的な地震対策の推進

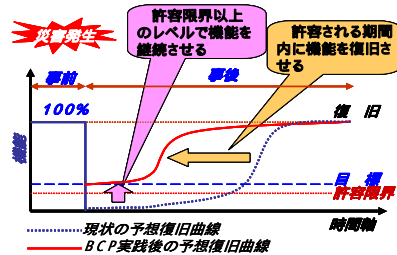
### 事業効果

地震時においても、下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化が図られ、被災した場合における下水道機能のバックアップが確保される。

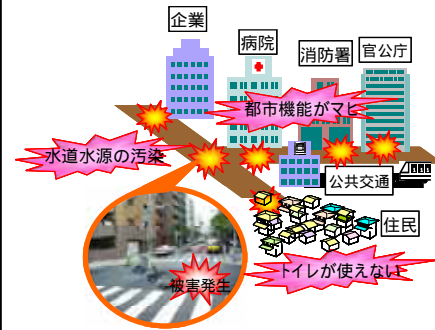


下水道が担うべき機能を、発災から復旧までの間、確保することを目的とした事業継続計画(BCP)の策定

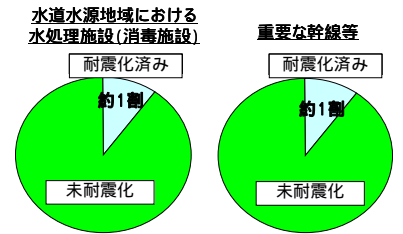
事業継続計画(BCP)のイメージ



### 大規模地震時の影響及び既存施設の耐震化状況



平成9年指針策定以前に工事発注された施設の耐震化状況 (平成19年度末)



(平成16年 新潟県中越地震)



(平成16年 新潟県中越地震)



(平成19年 新潟県中越沖地震)

# (10) 下水道総合浸水対策緊急事業

## 【背景・目的】

下水道の浸水対策として、効率的なハード対策の着実な整備に加え、効果的な浸水被害軽減を誘導する自助の取り組みを推進し、そのためのソフト施策の充実を図ることにより緊急かつ重点的に再度災害防止及び浸水被害の最小化を目指す。

## 【事業の概要】

地下街や一定規模の浸水実績があるなど、浸水防止に取り組む必要性が高い地区において、ハード対策に加え、ソフト対策の強化や自助による取組も盛り込んだ計画期間5年間以内の「下水道総合浸水対策緊急計画」を策定（計画策定期間は平成18年度より3年間以内とする。）し、下水道の浸水対策を緊急かつ重点的に推進する。

政令市にあっては、下水排除面積1ha以上、一般市にあっては0.5ha以上、町村にあっては0.25ha以上、過疎にあっては0.1ha以上の貯留・排水施設

と同様の機能を有しかつ経済的な雨水浸透施設

経済的な既設管きょのネットワーク化施設

防水ゲート（又は止水板）の整備（不特定多数の者が利用する地下空間に係るものに限る。）[間接補助]

道路事業、公園事業等との連携により経済的な整備を行う施設（公園の池や溜め池等又は公園や学校の地下空間等を活用した雨水貯留施設、補助対象となる下水道工事の路面復旧における透水性舗装）

## 総合的な浸水対策の推進

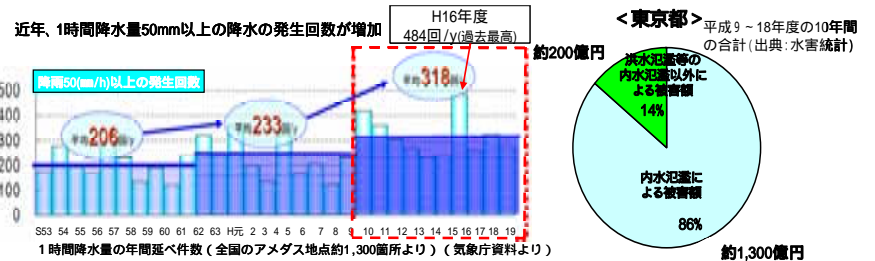
### 事業効果

近年、下水道の整備水準や計画を超える集中豪雨によって人命や都市機能に関わる大きな被害が発生しているが、本制度の創設により緊急かつ効率的に再度災害防止及び浸水被害の最小化が図られることとなる。



総合的な浸水対策のイメージ

### 近年の降雨及び被害状況



平成20年7月 広島県福山市



平成20年8月 愛知県岡崎市

# (11) 下水道長寿命化支援制度

## 【背景・目的】

下水道整備の進展に伴い、下水道の管路延長は約40万kmにのぼるなど施設ストックが増大している。これに伴い、管路施設の老朽化等に起因した道路陥没も増加傾向にあり、平成19年度の発生件数は約4,700箇所にとぼっている。道路陥没後の老朽管路の改築といった事後的な対応では、市民生活に大きな支障が出るだけでなくコスト的にも不経済となる。

日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、限られた財源の中で、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した、長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進するものである。

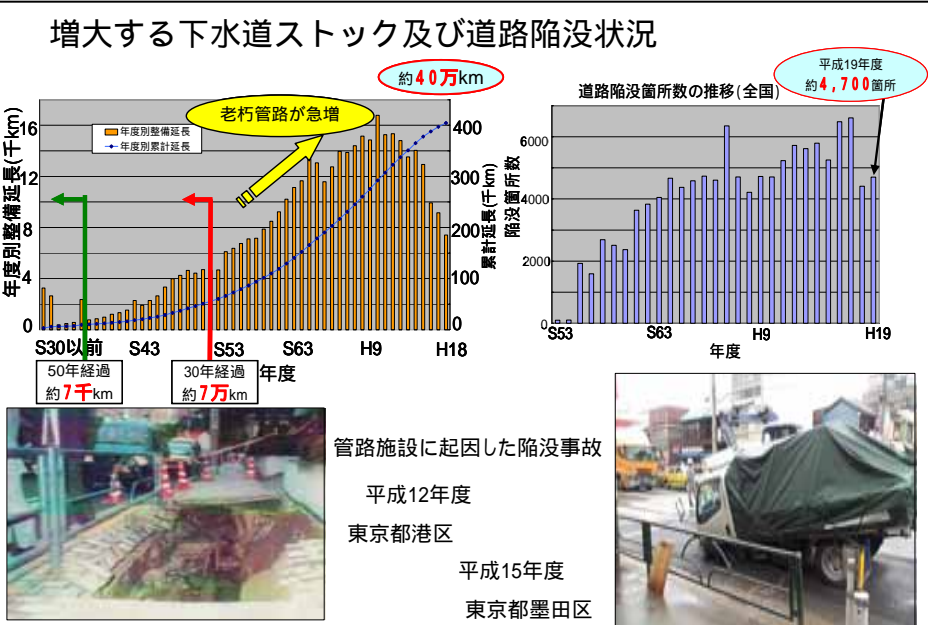
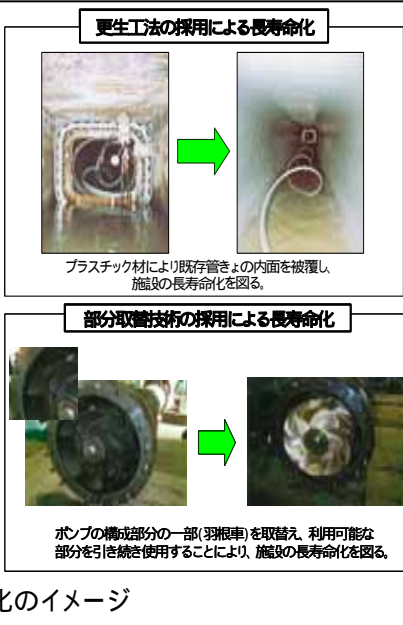
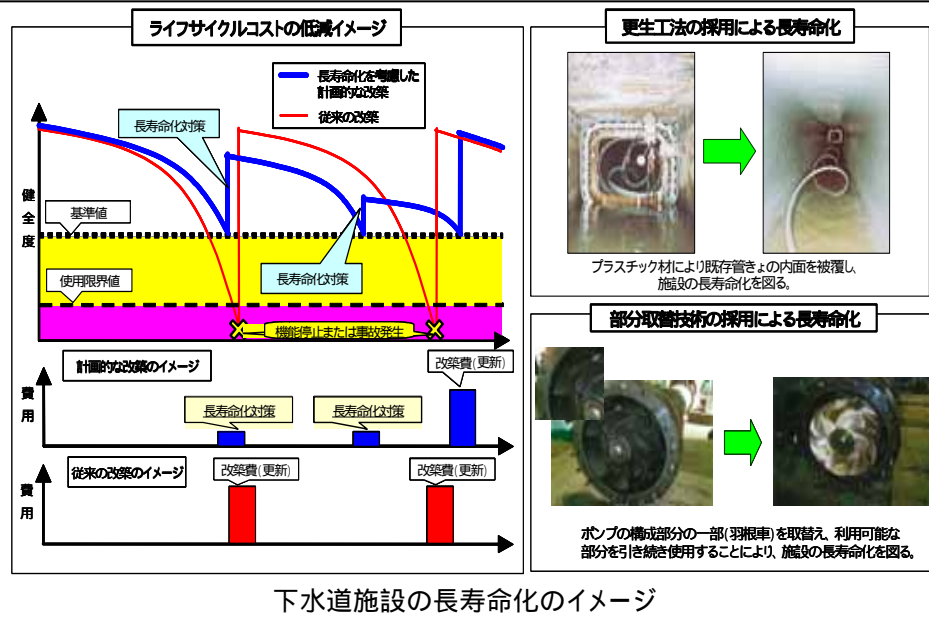
## 【事業の概要】

下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、「長寿命化対策」に係る計画を策定し、計画に基づき、予防保全的な管理を行うとともに長寿命化を含めた計画的な改築を行うことにより、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図る。

「長寿命化計画」の策定：一体的な点検・調査及び点検・調査結果に関するデータのとりまとめ（電子化を含む。）に基づき、長寿命化対策を含めた施設の改築等に関し、対策内容や対策時期等を定めた「下水道長寿命化計画」を策定

計画的な改築：「下水道長寿命化計画」に基づき、予防保全的な管理を実施するとともに、長寿命化対策を含めた計画的な改築等を実施

## 長寿命化対策の推進



# (12) 都市災害復旧事業・降灰除去事業

## 【事業の概要】

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により、公共土木施設の下水道、公園及び主として都市計画区域内において街路、都市排水施設等の都市施設が災害を受けた場合及び人家、工場等の集落地が土砂の流入、崩落等により堆積土砂の災害を受けた場合及び火山の爆発、その他火山現象により著しい災害を受けた場合において、災害復旧や土砂堆積の除去、ならびに降灰除去を速やかに行うことによって、民生の安定を図り、公共の福祉を確保する。

## 【対象事業】

- 災害を受けた下水道、公園、街路及び都市排水施設等の各施設の復旧事業
- 市街地において、災害により発生した多量の堆積土砂の排除事業
- 激甚災害の発生により浸水した水の排除事業
- 火山の爆発等による降灰の除去事業

## 【対象施設及び補助率】

区分	対象施設等		補助率 負担率	激甚 高上げ	補助（負担）根拠
都市災害 復旧事業	公共土木 施設	下水道 公園	流域下水道 公共下水道 都市下水路 } 2 / 3 4 / 5	有	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 第3条、第4条、第4条の2等
	都市施設 等	街路 都市排水施設等 堆積土砂排除事業 湛水排除事業	} 1 / 2 -		
降灰 除去事業	下水道 都市排水路 公園 宅地	公共下水道 都市下水路	} 2 / 3 } 1 / 2		} 活動火山対策特別措置法第11条 活動火山対策特別措置法施行令第3条



# (13) 防災集団移転促進事業

## 【事業の目的】

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、当該地方公共団体に対し、事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転促進事業の円滑な推進を図る。

## 【事業概要】

<b>事業計画の策定等</b>	市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議し、その同意を得て、集団移転促進事業計画を定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移転促進区域：災害が発生した地域又は災害危険区域（建築基準法第39条）のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域</li> <li>・ 住宅団地の規模：10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸をこえる場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要</li> </ul>
<b>事業主体</b>	市町村（特別な場合は都道府県）	
<b>国の補助</b>	以下の経費に対して補助を行う（補助率：3 / 4） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅団地の用地取得造成</li> <li>・ 移転者の住宅団地における住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）</li> <li>・ 住宅団地の公共施設の整備</li> <li>・ 移転促進区域内の農地等の買い取り</li> <li>・ 住宅団地内の共同作業所等</li> <li>・ 移転者の住居の移転に対する補助</li> </ul>	
<b>市町村の配慮</b>	市町村は、事業計画の策定に当たり以下について配慮しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移転促進区域内の住民の意向を尊重</li> <li>・ 移転促進区域内にあるすべての住居が移転されること</li> </ul>

# (14) まちづくり交付金

震災対策	復旧・復興	バリアフリー
浸水対策	防犯	
雪害対策	事故防止	

## 地域の特性を活かした個性あふれるまちづくりの推進

### 【施策の概要】

#### 目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ること。

#### 概要

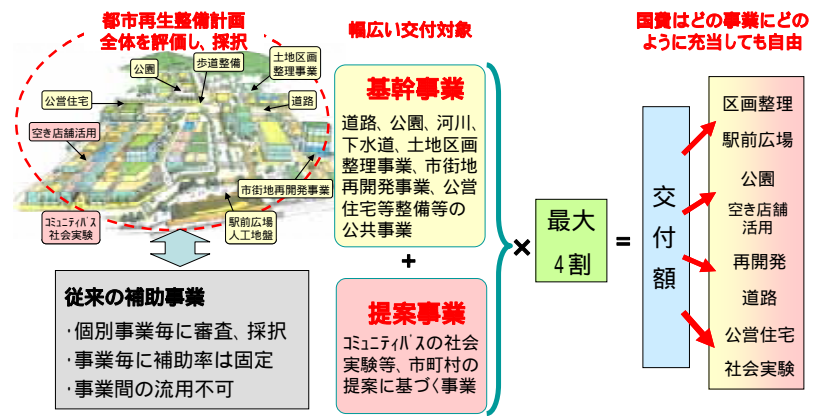
市町村が作成した交付期間が概ね3～5年の都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金。

#### 交付対象

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

**ポイント1** 地方の自主性・裁量性の大幅な向上  
**ポイント2** 手続きの簡素化による使い勝手の大幅な向上  
**ポイント3** 目標・指標の明確化

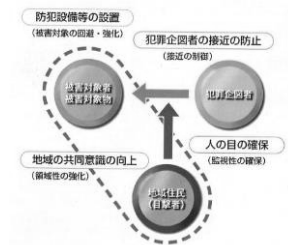
→ 現在、全国807市町村  
 1,428地区のまちづくり  
 を支援中（平成20年4月1日時点）



1)都市再生整備計画の作成	目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成。
2)交付金の交付	国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、交付金を年度ごとに地区単位で一括交付。
交付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、公園、下水道、河川、土地区画整理事業、市街地再開発事業、高次都市施設、高質空間形成施設、地域生活基盤施設(地域防災施設等) 等</li> <li>地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改進黨業 等</li> <li>市町村の提案に基づく事業</li> <li>各種調査や社会実験等のソフト事業</li> </ul>
3)事後評価	国は、交付期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価を求めるとし、その結果等について確認し公表。

### 【参考：防犯まちづくりへの活用例】

まちづくり交付金等により、市町村が実施する防犯カメラの設置や地域住民による防犯パトロール等に対する支援を実施中



# (15) 都市交通システム整備事業

## 【施策の概要】

自由通路、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて総合的に整備し、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様な交通モードの連携により公共交通の利用を促進させ、都市交通の円滑化を図る。

事業主体

地方公共団体、協議会、独立行政法人都市再生機構

補助率 1 / 3 以内

対象事業

1) 整備計画の作成に関する事業	
2) 公共的空間等の整備に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 公共的空間等が整備される敷地の整備</li> <li>b) 公共的空間の整備</li> <li>c) 駐車場の整備</li> <li>d) 駐車場有効利用システムの整備</li> <li>e) 荷捌き駐車場の整備</li> <li>f) 自転車駐車場の整備</li> <li>g) バリアフリー交通施設の整備</li> <li>h) 路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備</li> <li>i) (a)から(g)の施設の代替となる又は(a)から(h)と一体となった鉄道施設等の整備</li> </ul>
3) 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される次の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 都市情報提供システムの整備</li> <li>b) 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備</li> <li>c) 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備</li> </ul>

## 【都市交通システム整備事業のイメージ】

